

ディスポーザブル救護マットの寄贈を受けました

☎防災課☎内線4511

NPO法人地域振興支援センターから、担架として負傷者の搬送に利用できる「ディスポーザブル救護マット」200枚の寄贈を受け、河村市長が感謝状を贈呈しました。ディスポーザブル救護マットは軽量でコンパクトに収納できることから、災害時医療救護所に配備して有効活用していきます。



贈呈式で救護マットによる搬送を実演

風しん抗体検査と予防接種(風しん第5期)を受けましょう

無料クーポン券をご利用ください

☎健康推進課☎内線4203

公的な風しんの予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に、風しん第5期定期接種(抗体検査・予防接種)を無料で実施しています。

対象

昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性市民

無料クーポン券送付時期

- 昭和47年4月2日～54年4月1日生まれの男性=6月3日に送付しました
- 昭和37年4月2日～47年4月1日生まれの男性=令和2年4月ごろ。今年度中の送付を希望する方は同課へご連絡ください

実施期間

抗体検査 令和2年3月20日(祝)まで **予防接種** 2年3月31日(火)まで

※予防接種は抗体が不十分と診断された場合のみ。

物 クーポン券・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、予防接種を受ける場合は抗体検査の結果が分かる書類

申 事前に問い合わせのうえ、実施医療機関へ

※実施医療機関は市ホームページまたは厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> でご確認ください。

※この事業は令和3年度まで継続する予定です。

申請による費用助成(償還払い)

4～6月に自己負担で抗体検査または予防接種を受けた方に、市が定める基準額を限度に費用を助成します。

申 2年3月31日まで

申 医療機関で発行された領収書(検査方法またはワクチン名の記載があるもの)・検査結果が分かる書類・銀行口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)・印鑑(スタンプ印不可)・本人確認書類を同課(元気創造プラザ2階)へ

三鷹市職員採用セミナーを開催します

☎職員課☎内線2233

9月22日(日)に実施する職員採用試験の説明会です。職種別の相談会や施設見学も実施します。

対象職種

土木技術(※)、建築技術(※)、電気技術(※)、保育士、栄養士
※経験者採用を含む。

申 8月8日(木)午後1時～4時 **所** 三鷹市公会堂さんさん館

申 8月7日(水)午後5時までに必要事項(7面参照)・希望職種・性別・生年月日を同課☎内線2233・shokuin@city.mitaka.tokyo.jpへ

※詳しくは市ホームページまたは開催案内(同課(市役所3階)、市政窓口)で配布をご覧ください。



千羽鶴をご提供ください

☎企画経営課☎内線2115

8月15日(木)の「戦没者追悼式並びに平和祈念式典一世代をこえて平和を考える日」で献呈します。千羽鶴は長さ1.2m以内で、すべて糸などでつなげてフックに掛けることができる状態にし、差し支えなければ名札もお付けください。

申 8月9日(金)までに同課(市役所3階)へ



みなさんの寄付をまちづくりに役立てています

☎企画経営課☎内線2113(寄付に関する相談)

市では、寄付していただいた方々のご厚意を趣旨に沿った事業などに活用させていただいています。今後も引き続き、みなさんからのご支援をお願いいたします。

◆ご協力いただいた方(令和元年6月)(敬称略)

【福祉・子ども子育て支援のために】

NPO法人アンリミテッド知的障がい者支援の会 10,000円

そのほか、匿名での寄付をいただきました。



三鷹市市税条例等の一部を改正しました

☎市民税課☎内線2342(個人市民税について)
☎内線2355(軽自動車税について)

地方税法などの改正に伴い、三鷹市市税条例等の一部を改正しました。主な改正内容は、次のとおりです。

個人市民税

- 所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴い、市民税も適用期限を令和15年度まで延長しました。
- ふるさと納税として寄附金税額控除(特例控除)が適用される対象自治体を、令和2年度分から総務大臣が指定した自治体に限定しました。
- 単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している児童の父または母で、婚姻していない方など)で前年の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年度から市民税を非課税としました。

軽自動車税

- 10月1日から導入予定の軽自動車税(環境性能割)について、非課税や減免の取り扱いを東京都と同様にしました。
- 10月1日～令和2年9月30日に取得した自家用乗用の軽自動車について、軽自動車税(環境性能割)の税率を1%分軽減しました。
- 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例について、適用期限を令和3年度まで延長しました。また、3年度および4年度に新規取得した自家用乗用の軽自動車のうち、電気自動車および一定の天然ガス軽自動車に限り、取得した翌年度はグリーン化特例の適用対象としました。

8月は国民健康保険 高齢受給者証の更新月です

☎保険課☎内線2383

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に自己負担割合の見直しを行います。新しい受給者証は7月下旬にお送りします。

今まで使用していた受給者証は、8月1日(木)以降に同課(市役所1階9番窓口)に設置する回収箱または市政窓口にお返しいただくか、細かく切るなど個人情報に注意して破棄してください。

自己負担割合の判定基準

同一世帯の70～74歳の被保険者のうち、住民税課税所得が最も高い方の金額が145万円未満の世帯は2割、145万円以上の世帯は3割です。

◆次のいずれかの条件に該当する場合は2割になります

- 昭和20年1月2日以降生まれの70歳以上の被保険者がいる世帯で、70～74歳の被保険者の総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が210万円以下
- 同一世帯の70～74歳の被保険者全員の収入合計が520万円未満(要申請)
- 世帯内の70～74歳の被保険者が1人の場合は収入金額が383万円未満。ただし、同一世帯内に後期高齢者医療制度の旧国保被保険者がいる場合は収入合計が520万円未満(要申請)

浸水被害を軽減するための設備の設置をご検討ください

☎水再生課(市役所5階57番窓口)☎内線2873へ

止水板

建物の出入り口に設置することで、家屋への浸水被害を軽減するための設備です。手軽に取り付けることができるため、突発的な集中豪雨の際にも浸水被害の軽減が期待できます。

市では、市内の住宅への止水板設置工事費などの設置費用の一部を助成しています(工事費用の2分の1。上限50万円)。



雨水浸透ます

建物の屋根に降った雨水を、地下に浸透させるための設備です。集中豪雨時には、下水道管に流れ込む雨水が減ることで浸水被害の軽減が期待できます。

既存の個人住宅や個人所有の共同住宅などに設置する場合、工事は通常1日で完了し、設置費用は市が負担します(設置後の維持管理は建物の所有者が行ってください)。



いずれも設置条件など詳しくは、同課へお問い合わせください。